

那須烏山市第2次総合計画策定方針

平成 28 年 8 月 22 日庁議 決定

1. 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成 20 年度から 10 年間を計画期間とする「那須烏山市総合計画」に基づき、「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念とし、まちの将来像『「自然」と「文化」と「活力」が調和した 暮らしやすいまち“那須烏山”』と行政の将来像「市民目線に立ち市民に開かれた無駄のない行政」を掲げてまちづくりを進めている。

本計画は、平成 25 年 3 月に前期基本計画（平成 20 年度～24 年度）の進行状況を検証しつつ、近年の社会経済情勢や国政の動向、そしてこれらに伴い変化する地域や市民の声を十分に踏まえながら、中期的視点にたった後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定しており、平成 29 年度に計画の目標年次を迎える。

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化社会の到来などにより大きく変化している。国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題とし「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」「地域社会を担う個性豊かな多様な人材確保」「地域における魅力ある多様な就業機会の創出」の一体的な推進を図ることとしている。

そのため、本市においても平成 28 年 3 月に「那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少の深刻な状況と今後の対応のあり方について市民と意識の共有を図り、長期的かつ総合的視点から有効な施策に取り組んでいる。

このような背景を踏まえ、本市の地域の特性や資源を最大限に活かしたまちづくりを推進するとともに、まちづくりの主体となる市民や事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、目指すべき市の将来像を実現するための指針となる新たな「第 2 次総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定する。

2. 総合計画策定の根拠

総合計画を構成する「基本構想」については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年度法律第 35 号）の施行により策定を義務付ける規定が廃止され法の策定義務がなくなった。

しかしながら、総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民と共に目指すべき市の将来像への中長期的な展望を示す「まちづくりの指針」として、これまで同様に市の最上位計画として位置付ける。

3. 総合戦略の位置付け

前述のように、国では人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、日本全体の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とそれを踏まえた 5 年計画の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、地方と連携し地方創生に取り組むこととしている。

本市でも、国、県の総合戦略を勘案し平成 28 年 3 月に総合戦略を策定している。総合戦略は、総合計画への位置付けを定めるとともに、本市の課題や地域の特性を加味した長期的かつ総合的視点による戦略であるため総合計画の人口フレームや将来都市構造、さらには重点施策として反映する。

（1）総合戦略計画期間

- ◆人口ビジョン：2060 年（平成 72 年）までの 45 年間
- ◆総合戦略：平成 27 年度～平成 31 年度までの 5 年間

(2) 人口の目指すべき将来の方向

①若年層の人口流出に歯止めをかける

②若い世代の就労・結婚・子育ての環境を整備する

③地域資源を活用した魅力あるまちづくり、ひとづくりを進め定住環境を整える

④高齢者の健康寿命の一層の推進を図る

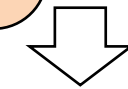
(3) 目指すべき将来人口

自然増減

若い世代の希望を実現した場合の出生率を目標とし、合計特殊出生率を平成42(2030)年までに1.8程度、平成72(2060)年までに2.1程度(人口置換水準)に向上する。

社会増減

若い世代の就労・結婚・子育ての環境を整備し、転出の抑制を図り、平成47(2035)年までに人口移動を収束させる。



目標人口

平成52(2040)年に20,000人
平成72(2060)年に16,000人
程度を維持する。

(4) 目指すべき将来都市構造

- ・人口減少や超高齢化社会においても快適・便利で暮らしやすい、また環境にもやさしく都市経営コストの面からも持続可能な“コンパクトな都市づくり”を進める。
- ・現総合計画基本構想の「将来都市構造」を尊重し、2つの市街地の適正な機能分担・連携強化、居住環境の向上や産業振興に資する土地利用の誘導、市内や都市間の交流・連携を高める連携軸の整備により、市域の一体的形成に努める。

(5) 総合戦略基本目標

基本目標1 本市における安定した雇用を創出し、安心して働けるようにする

基本目標2 本市への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る

4. 総合計画策定の基本的考え方

(1) 基本的視点

総合計画の策定にあたり、市民と共に目指すべき市の将来像を示し、それを具現化するため考慮すべき背景と課題を踏まえ次の7つの視点に基づき策定する。

①少子高齢化、人口減少への対応

本市の人口は、人口ビジョンにおける現状分析からも、平成52(2040)年には、18,500人程度と推計される。そのため、総合戦略により目標人口を平成52年(2040)年に20,000人と定め各施策を展開していることから、総合戦略の「人口の目指すべき将来の方向」を踏まえた計画とする。また、人口減少に歯止めをかけるため積極な展開と人口構造の変化に適応した計画とする。

②市民との協働によるまちづくりへの対応

人口減少は、地域経済や市民生活、行政運営など様々な分野に影響を及ぼす。「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速化させる」という悪循環に陥るリスクが高いため、人口減少の深刻な状況と今後の対応のあり方について市民と意識の共有を図る必要がある。また、自立したまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主体となる市民や事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、協働による持続可能な自治体の運営が必要である。そのため積極的な市民への情報提供によりまちづくりに参画しやすい仕組みづくりや民間活力の積極的な活用による簡素・効率的な行政体制への転換等に配慮する。

③財政状況への対応

少子高齢化の進行により社会保障関係経費の増大等により極めて厳しい財政状況が続くことが想定される。国は「経済財政運営と改革の基本方針2015」により中長期的に持続する経済成長を実現するためには、「経済の好循環の拡大」「潜在的な成長力強化」「まち・ひと・しごとの創生」「公共サービスの無駄排除・質向上等の改革」に取り組むことが必要としている。そのため、財政健全化と地方創生の両方に配慮する。

④地域資源を活用したまちづくり、ひとづくりへの対応

現総合計画では、豊かな自然環境や伝統・歴史・文化を大切にする意識、市の活力や人々の賑わいを育む姿勢、誰も安らぐ住みやすい環境づくりの視点を重視し各施策に取り組んでいる。そのため現総合計画を踏まえつつ「烏山の山あげ行事」の伝統や田舎暮らしを満喫できる自然など、豊かな地域資源を活かしながら郷土愛の醸成に努めるとともに特色・魅力を広め「住みたいまち」としての環境づくりに配慮する。

また、少子化や過疎化の進展により子どもたちを取り巻く環境の変化や価値観が多様化しているなか、持続可能なまちづくりを進めるには、将来を担う心身ともに健やかな子どもの成育や市民一人ひとりが活躍できる環境づくりが必要となっている。そのため、将来にわたり意欲と創造性をもって活動できる人材の育成や社会の変化に順応できる個性を活かした教育の充実等に配慮する。

⑤地域産業・経済を取り巻く状況変化への対応

人口減少は、地域における消費者数の減少に結びつき、商業等の産業活動の低迷が予測され、中小企業や零細企業、個人経営店の多い本市においては、地域経済の規模縮小や消費の落ち込みなどの影響が生じるおそれがある。また、本市の産業構造は、経済を取り巻く状況の変化に影響を受けやすい状況にあるため、産業の活力・維持や発展に配慮する。

⑥安全安心なまちづくりへの対応

東日本大震災や熊本地震、台風災害により市民の不安は一層増大しており、災害の未然防止や被害の最小化に向けた、都市基盤の整備や防災体制の充実が求められている。そのため、市民の安全安心な生活を確保する防災の環境づくりに配慮する。

⑦老朽化の進む公共施設への対応

高度経済成長期に整備した公共施設は、耐震性や設備の老朽化など様々な課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、公共施設の適切な規模とあり方を検討し、当面の具体的な整備プログラムを示す「那須烏山市公共施設再編整備計画」を平成27年3月に策定し運用を開始している。一方、本市では道路・橋りょう・上下水道施設をはじめとする数多くの社会インフラを所有しており今後の維持管理費用の増加が懸念され、こうした背景を踏まえ平成28年末までに公共施設等総合管理計画を策定することとしている。そのため公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、公共サービスの低下を招くことなく、次世代に過大な負担を残さない費用対効果の高い行財政運営に配慮する。

(2) 基本姿勢

総合計画の策定については、基本的視点を基に次の基本姿勢により策定する。

- 計画期間を再考し、時代の変化に対応した戦略や重点プロジェクトが明確な計画
- 進捗管理、成果検証、課題分析、計画の見直しが着実に実施できる計画
- 市民に対して戦略や重点プロジェクトが分かりやすい計画

5. 総合計画の構成及び計画期間

長期的視点に立った計画的な市政運営を進める観点から、目指すべき市の将来像とその実現のための基本的方向性を示すとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応する必要がある。

そのため総合計画は、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた基本的考え方や目標、具体的内容を示し「まちづくりの指針」とする。

(1) 計画の構成及び期間

①基本指針（5年間）

中長期的展望に立ち、「本市の将来像」と「将来像実現に向けた計画」による2部構成とする。

【第1部 本市の将来像】（基本構想）

目指すべき将来像として長期的展望にたった方向性を示す。期間については、「総合戦略」の人口ビジョンを踏まえながら5年間における「まちの目指すべき姿」を掲げ将来像実現に向けての「基本目標」を示す。

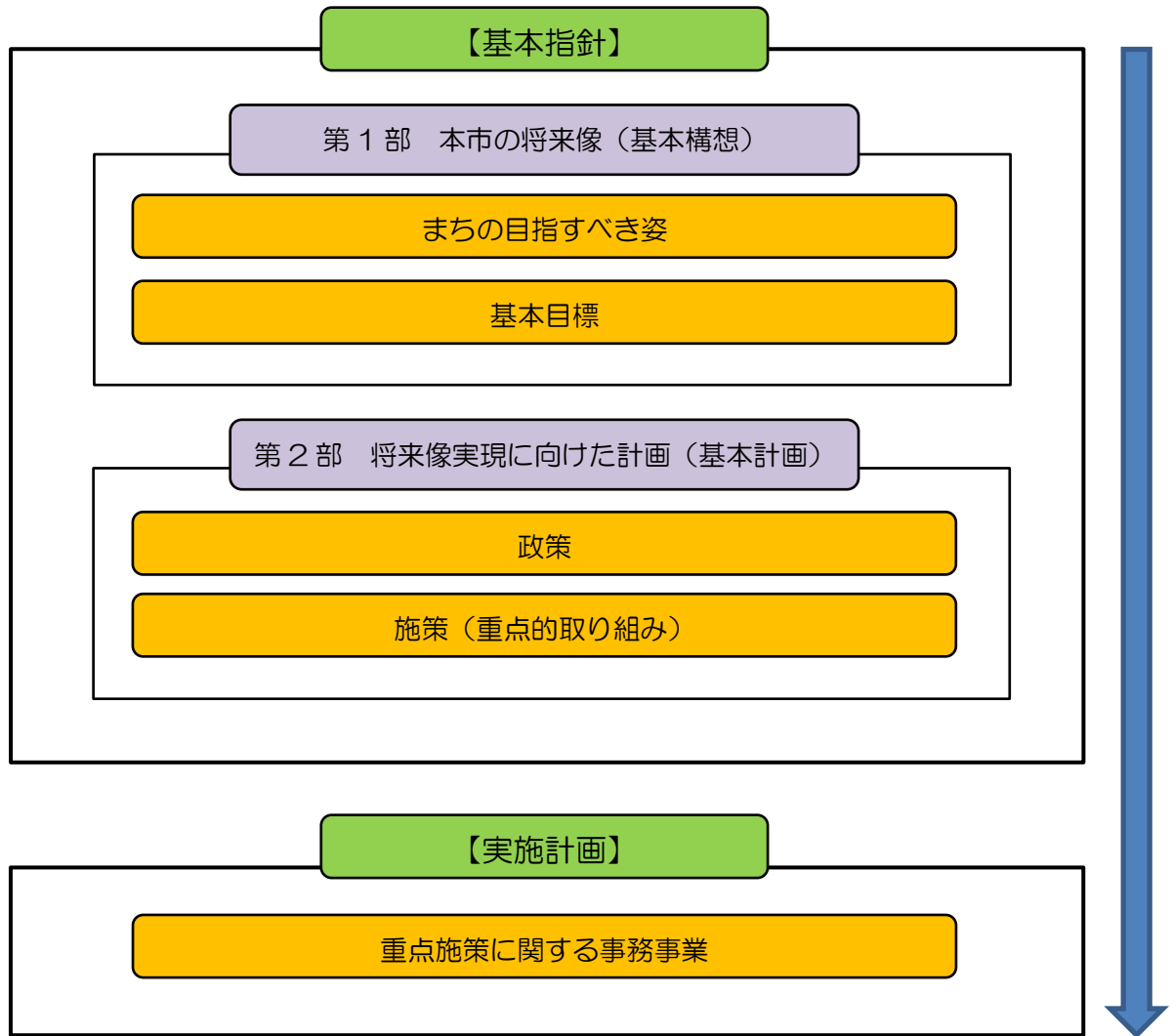
【第2部 将来像実現に向けた計画】（基本計画）

目指すべき将来像に向けて5年間の「基本目標」に対する「政策及び施策」等を示す。なお、「施策」については、分野ごとに重点的取り組みを示す。

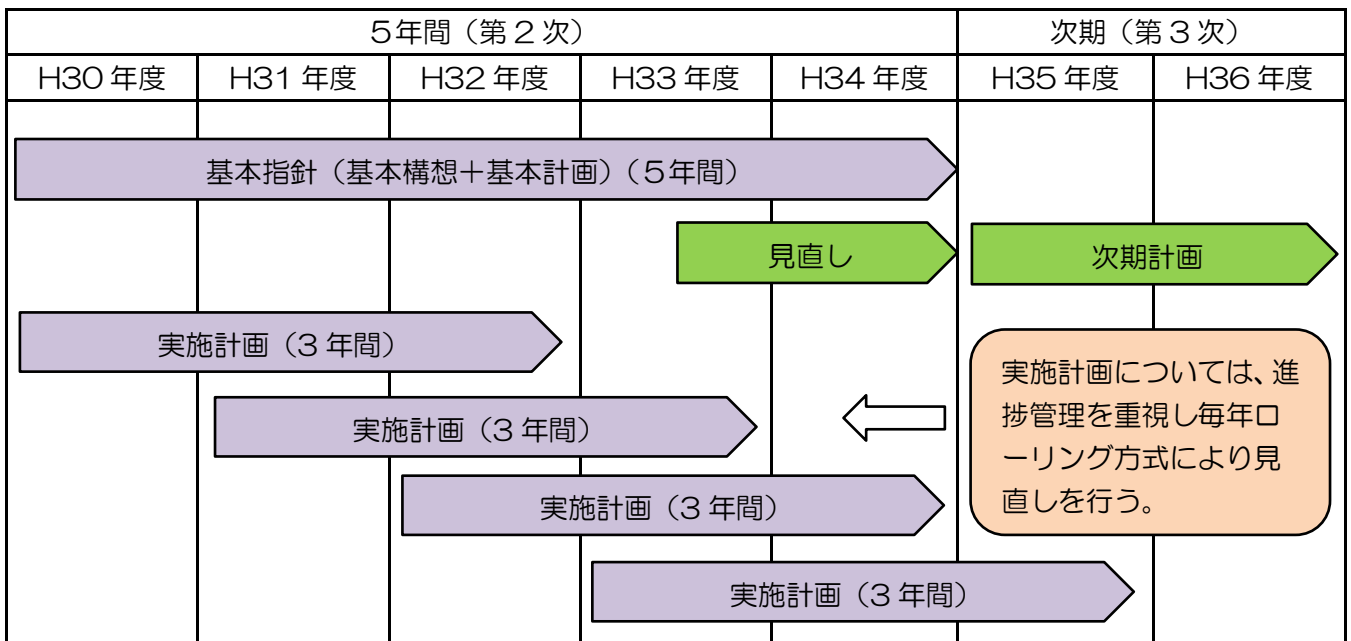
②実施計画（3年間）

分野ごとの重点施策を実現するため3年間の事務事業（具体的手段）を示し、毎年ローリングにより見直すとともに毎年度予算編成の指針とする。

<計画構成イメージ図>



<計画期間イメージ図>



6. 策定にあたってのポイント

(1) 策定にあたっての考え方

①現状と課題の把握

まちづくりを進めていくためには、地域の現状と実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、地域の実情、特性に応じた効率的な政策立案とその実行が不可欠である。そのため地域経済分析システムや各種統計、市民への意向調査等を活用し、人口、産業、社会インフラ等の現状や将来動向に関する必要なデータを分析し、本市の強み・弱みなど特性に即した現状と課題を把握する。

②本市の将来像（基本構想）

(ア) まちの目指すべき姿

本市の将来像については、現在制定を進めている市民憲章を踏まえるとともに、時代の潮流に即した目指すべきまちの姿を描く。特に少子高齢化の進展や先行きが不透明な社会経済環境により、限られた行財政資源や地域資源を有効に活用していく姿勢が求められる。今後、厳しい財政状況が予想されることから、本市の現状と課題を的確に把握し、身の丈にあった重点的な行政サービスを行い、将来本市を担う子どもたちが未来に希望を抱き「住みたいまち」となるまちづくりを基本とし策定する。

また、人口フレーム及び都市構成については、総合戦略における人口の将来展望及び都市構成の考え方を反映し、財政フレームについては、現在策定を進めている中長期財政計画を反映する。

(イ) 基本目標

本市の現状と課題を踏まえ目指すべき将来像を実現するため、今後5年間の基本目標を設定し、基本計画・実施計画・その他行政各分野の計画等の指針となるものにする。

③将来像実現に向けた計画（基本計画）

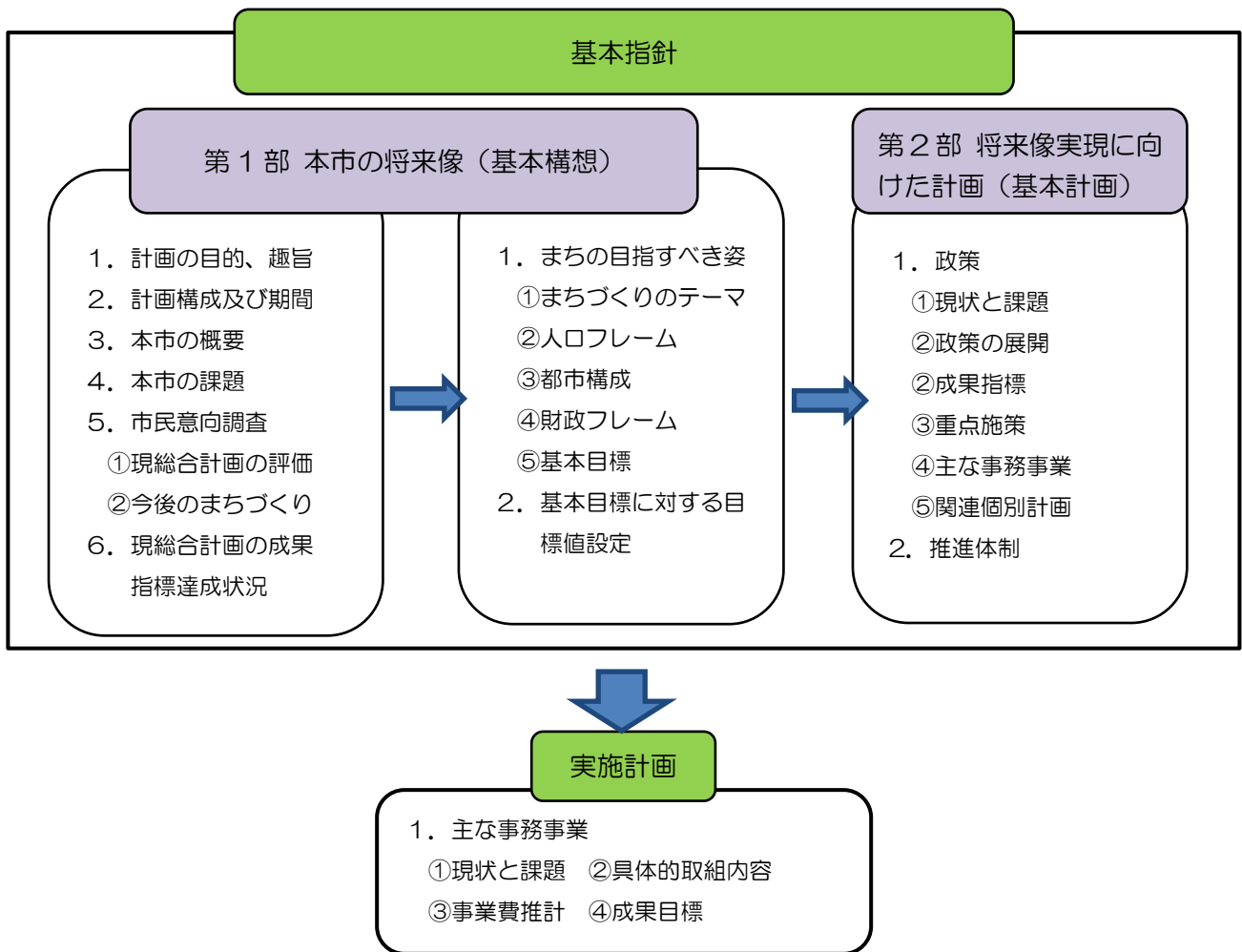
基本目標を踏まえ、各分野による現状と課題を把握し政策及び成果指標を設定する。また、政策ごとに特に5年間で重視すべき施策を設定し、達成するため主要な事務事業を設定する。経常的施策については個別計画で対応することとするため併せて関連計画を示す。なお、基本的視点を踏まえ下記の5分野を基本に検討していく。

基本目標	政策
健康・福祉分野	保健の充実、医療の充実、地域福祉の充実、児童福祉の充実、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実
経済・環境分野	雇用の充実、農林水産業振興、商工業振興、観光振興、環境保全の推進
住環境・都市基盤・安心安全分野	住環境の充実、地域情報化の推進、道路・河川の整備、上下水道の整備、公共交通網の充実、消防・交通・防犯対策の推進、災害対策の推進
教育・文化分野	学校教育の充実、生涯学習の充実、文化振興、スポーツ振興
協働・行政分野	協働のまちづくりの推進、情報共有の推進、行財政改革、公共施設の適正配置・管理、人材育成

④実施計画

基本計画に示した分野ごとの重点施策を実現するための事務事業に対し具体的手段を示す。また、事務を進めていくうえでの現状と課題を明確し、基本計画の5年後を踏まえた成果指標を設定する。なお、毎年ローリングにより見直すとともに毎年度予算編成の指針とする。

(2) 計画の詳細構成(案) *策定進めていく上で調整を要す。



7. 総合計画と個別計画について(個別計画については別紙1のとおり)

特定分野において策定する個別計画については、総合計画に位置づけられる「政策及び施策」の課題や取り組み方向等に基づき策定される。そのため、総合計画では重点施策を示し、他の施策については個別計画で対応することとする。また、計画期間とずれが生じる場合は可能な限り整合・連動を図る。

8. 策定体制(イメージ図は別紙2のとおり)

(1) 庁内体制

① 庁議

庁内の最高意思決定機関として、基本指針(案)を策定する。

② 政策調整会議

全庁的な観点から検討を行い、基本指針を作成し、各課間の総合調整を行う。

③ 庁内PT

職員による各課横断的な組織とし、基本指針の素案の検討を行う。

④各課

現総合計画に設定された成果指標の達成状況をセルフチェックするとともに市民意向を踏まえ割り当てられた政策・施策の素案を策定する。また、これからのまちづくりに必要な施策・事業を成果とコストを意識しながら積極的に提案する。

⑤事務局

総合政策課とし策定期間を通じ全体の総合調整を行う。

(2) 庁外検討体制

①総合政策審議会

現総合計画の成果指標の達成状況チェック及び総合計画の策定について調査審議をする。

(3) 市民参画

①市民意識・意向調査の反映

総合戦略を策定にあたり実施した次の3つの調査を反映する。

- ・「若い世代のこれからの生活に関する意識調査」：平成27年9月実施
- ・「高校生のこれからの性格に関する意識調査」：平成27年9月実施
- ・「那須烏山市のこれからのまちづくりに関する市民意向調査」：平成27年11月実施

②パブリックコメントの実施

基本指針（案）について、パブリックコメントを実施し市民から幅広い意見を求め提出された意見を参考に計画を修正する。

③市政懇談会の実施

基本指針（案）について、旧町単位による市政懇談会を開催し市民からの幅広い意見を求め、意見を参考に計画を修正する。

9. 策定スケジュール 別紙3のとおり